

中運海船第 63 号
平成 30 年 8 月 21 日

中部運輸局管内造船業・船用工業関係団体 御中

中部運輸局海事振興部長

統計関係の報告書等の電子媒体による提出の推進への協力依頼について

平素より国土交通行政へのご理解及びご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、統計法及び造船法に基づく定期的な調査票及び報告書（以下「報告書等」という。）については、現在、郵送、FAX 等による紙媒体又は電子メール等による電子媒体により、貴会会員の事業者の方々から提出頂いております。

提出された報告書等については、集計、分析等の統計上のデータ処理を経て、造船業・船用工業における政策立案に利用されるものですが、紙媒体と電子媒体が混同した状態は、集計の遅延、誤り等の原因となり、迅速かつ的確な政策立案に少なからず影響を及ぼす可能性があります。一方で、インターネットの普及等により事業者の負担軽減の観点からも、電子媒体による提出は、紙媒体よりも有効な選択肢と考えられます。

国土交通省においては、統計データの活用による証拠に基づく政策立案（Evidence-based policy making）が政府全体において推進される中、統計の精度向上と事業者負担の軽減を目的に、本年度より統計行政体制の構築を行ったところであり、中部運輸局におきましても、報告書等の電子媒体による提出を推進するため、報告書等の対象事業者、提出時期等の手続きとともに電子ファイルによる報告書等の書式を入手できる以下のコンテンツを運輸局ホームページに新たに掲載しました。

○造船・船用事業者の調査票・報告の提出 ※詳細は、別紙を参照ください。

http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaishin/sensan/02_statistique/0201_rapport_regulier/rarg_index.html

つきましては、運輸局ホームページの利用等を通じ、今後、報告書等の電子媒体による提出の推進にご協力いただくとともに、本件について貴会会員の事業者の方々に対しても協力を周知していただくようよろしくお願いいたします。

連絡先
中部運輸局海事振興部船舶産業課
(担当) 松井、薄井
TEL 052-952-8020
FAX 052-952-8084
E-mail cbt-cn-kaishin1@gxb.mlit.go.jp